

資料編

1 計画策定の経緯

日 程	内 容 等
令和2年2月13日 ～3月6日	男女共同参画社会に関する住民意識調査実施
令和2年3月30日	第四次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会等設置要綱施行
令和2年7月9日	第1回第四次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会会議 ・第四次大泉町男女共同参画推進計画策定について
令和2年7月17日 ～7月27日	第1回第四次大泉町男女共同参画推進計画策定委員会会議 ・第四次大泉町男女共同参画推進計画策定スケジュールについて ・第四次大泉町男女共同参画推進計画骨子について
令和2年9月3日 ～9月10日	第1回第四次大泉町男女共同参画推進計画実務担当者会議 ・第四次大泉町男女共同参画推進計画施策調査結果について
令和2年9月3日 ～9月10日	第2回第四次大泉町男女共同参画推進計画策定委員会会議 ・第四次大泉町男女共同参画推進計画素案について
令和2年9月23日 ～9月30日	第2回第四次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会会議 ・第四次大泉町男女共同参画推進計画素案について
令和2年11月13日 ～12月15日	パブリックコメントの実施
令和3年1月4日 ～1月22日	第3回第四次大泉町男女共同参画推進計画策定委員会会議 ・パブリックコメントの実施結果について
令和3年2月9日	第3回第四次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会会議 ・パブリックコメントの実施結果・回答内容について

2 第四次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会実現に向けて、その指針とすべき第四次大泉町男女共同参画推進計画（以下「第四次推進計画」という。）の策定に当たり、その事務を適正かつ円滑に行うため、必要な組織を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(策定懇談会)

第2条 第四次推進計画に広く町民の意見を反映させるための組織として、大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）を置く。

2 策定懇談会は、次に掲げる委員15人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉に識見を有する者
- (2) 母子保健に識見を有する者
- (3) 国際理解に識見を有する者
- (4) 人権擁護に識見を有する者
- (5) 人権教育に識見を有する者
- (6) 家庭教育に識見を有する者
- (7) 社会教育に識見を有する者
- (8) 学校教育に識見を有する者
- (9) 町内企業を代表する者
- (10) 勤労者を代表する者
- (11) 男女共同参画に識見を有する者

3 策定懇談会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって選出する。

4 策定懇談会は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(策定委員会)

第3条 第四次推進計画の原案の作成に当たるための組織として、大泉町男女共同参画推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

2 策定委員会は、別表第1に掲げる職員をもって組織し、町長が任命する。

3 策定委員会に委員長を置き、企画部長をもって充てる。

4 策定委員会は、必要の都度委員長が招集し、その議長となる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(実務担当者会議)

第4条 策定委員会の協議資料を作成するための組織として、大泉町男女共同参画推進計画実務担当者会議（以下「実務担当者会議」という。）を置く。

2 実務担当者会議は、別表第2に掲げる職員をもって組織し、町長が任命する。

3 実務担当者会議に会長を置き、多文化協働課長をもって充てる。

4 実務担当者会議は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 策定懇談会、策定委員会及び実務担当者会議の庶務は、企画部多文化協働課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、第四次推進計画の策定が完了したときにその効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

企画部長
総務課長
安全安心課長
広報情報課長
多文化協働課長
福祉課長
高齢介護課長
健康づくり課長
住民課長
経済振興課長
教育指導課長
こども課長
生涯学習課長

別表第2（第4条関係）

多文化協働課長
総務課人事係長
安全安心課危機管理係長
広報情報課広報広聴係長
多文化協働課多文化協働係長
福祉課社会福祉係長
福祉課障害福祉係長
高齢介護課高齢福祉係長
高齢介護課介護保険係長
健康づくり課健康づくり係長
住民課住民係長
住民課相談係長
経済振興課商工振興係長
経済振興課農業振興係長
教育指導課教育指導係長
こども課子育て支援係長
保育園長
生涯学習課生涯学習係長
生涯学習課スポーツ文化振興係長
公民館長
図書館長

3 第四次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会名簿

(敬称略)

NO	区分	氏名	所属	備考
1	社会福祉に識見を有する者	久保田 吉春	民生委員児童委員協議会	
2	母子保健に識見を有する者	海老澤 比呂美	元母子保健推進協議会	
3	国際理解に識見を有する者	酒井 悦子	大泉ユネスコ協会	
4	人権擁護に識見を有する者	川島 千枝子	人権擁護委員	会長
5	人権教育に識見を有する者	木村 多恵子	人権教育推進委員会	
6	家庭教育に識見を有する者	加藤 久子	地域活動連絡協議会	
7	家庭教育に識見を有する者	森田 繁敬	小中学校PTA連絡協議会	
8	社会教育に識見を有する者	諏訪 晴美	社会教育委員	
9	学校教育に識見を有する者	中本 晋	校長会	
10	町内企業を代表する者	松野 和之	労働教育委員会	
11	勤労者を代表する者	関根 寛直	労働教育委員会	
12	男女共同参画に識見を有する者	中村 京子	男女共同参画推進計画推進委員会	
13	男女共同参画に識見を有する者	北村 美余子	男女共同参画推進計画推進委員会	
14	男女共同参画に識見を有する者	今関 節子	男女共同参画推進計画推進委員会	副会長